

社会保険加入者のご家族の方へ (集団検診について住民課からのお知らせ)

昨年までは、社会保険加入者のご家族の方(加入者家族の社会保険証をお持ちの方)についても、小値賀町が行う集団健診を受診できることとしておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染予防として「3密(密閉・密集・密接)」を避けるため、国民健康保険加入者40歳以上の方に受診対象を限定して、集団検診を実施しているところです。

社会保険加入者のご家族の方(加入者家族の社会保険証をお持ちの方)で健康診断を希望される方につきましては、小値賀診療所で個別に実施いたしますので、9月23日(水)以後に、希望される日を小値賀診療所へ連絡いただきますよう、お願い致します。

この件につきまして、ご質問等ございましたら、下記担当までお問合せ下さい。

役場住民課:保健係

担当:西村

TEL:56-3111(内線25)